

小城市立岩松小学校  
学校だより 第4号



岩松小だより

令和6年5月2日発行  
発行者 校長 真子靖弘

### いじめ防止強化月間

佐賀県は、毎年5月及び12月を「いじめ防止強化月間」と設定しています。そこで、学校では、特にこの月に、いじめ防止に関する学習やアンケート活動等を集中して行います。改めて「いじめの定義」について再確認しておきたいと思います。

#### <「いじめ」の定義>

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

「いじめ防止対策推進法」第2条

いじめ防止対策推進法は、2011年に発生した大津いじめ自死事件がきっかけとなり法整備されました。この法は、「被害者の立場に立って」という大前提で作られています。ですから、児童が心身の苦痛と感じたら、いじめなのです。私たち大人が「それくらいのことか…」とか、児童が「遊びのつもりだった…」とかではないわけです。

教職員だけでなく、児童自身や保護者様もいじめの定義を理解していただき、いじめの未然防止等と一緒に取り組んでいきましょう。

### 火災避難訓練

4/24(水)、火災避難訓練を実施しました。職員室からの出火を想定し、安全に運動場南へ避難するというものでした。各担任から避難方法についての説明をしっかりと聞いていたからでしょう、冷静に素早く避難が出来ていました。

地震や大雨など、日常の中に危険は潜んでいます。今後も訓練等を通し、一人一人が危機回避能力(危機に直面した時、自分で考え、適切に判断し、行動できる力)を身に付けることを願います。



### お手伝いについてインタビュー

第2号で、児童の自立へ向けてお手伝いの奨めについて書きました。1年生の参考になればと思い、2年松組の児童に「お家でどんなお手伝いをしていますか?」とインタビューを行いました。どんなお手伝いをしていたかというと、

- ・夕食づくり（包丁も使います。カレー、目玉焼きも作れます!）
  - ・食事前後の食卓拭き
  - ・お風呂掃除
  - ・お皿洗い
  - ・洗濯物干し
  - ・掃除機をかける
- など



家族の一員として役割を果たしていることがわかりました。保護者様もお子様の成長を感じながら、喜ばれていることでしょう。心がほっこりしました。

### 安全な登下校を

1年生29名に対し、4/10(水)、小城地区交通安全協会・晴田交番連絡協議会より、黄色いランドセルカバー、交通ワッペン、いかのおすしの下敷き等を頂きました。また、4/23(火)には、小城地区防犯協会より、防犯グッズを頂きました。交通ルールをしっかりと守り、知らない人にはついて行かない等、安全に登下校できるようご家庭でも声かけをお願いします。



### 公聴（こうちょう）BOX

校長室の入口に「公聴BOX」を設置しています。嬉しかったこと、悲しかったこと、楽しかったこと等、まなろーに聴いてほしいことなら何でも構いません。鉛筆と用紙も置いてあります。いつでもだれでも何枚でもどうぞ!

